毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北　海　道
編集　総務部人事局
　　法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

規　　則

○北海道地方競馬きゅう舎等管理規則の一部を改正する規則……（競馬事業室）　7
○北海道農業改良資金等貸付規則の一部を改正する規則……（農業経営課）　7

告　　示

○農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更承認……（農業経営課）　11
○土地改良区の定款の変更の認可……（農業支援課）　12
○道営土地改良事業の工事の完了……（農業施設管理課）　12
○知事権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　12
○道路の区域の変更及び供用の開始……（道路課）　12
○道路の供用の開始……（道路課）　13

支庁告示

○特定調達契約に係る入札の公告（３件）……　13

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……　16

道警察旭川方面本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……　17

規　　則

北海道地方競馬きゅう舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年６月５日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第61号

北海道地方競馬きゅう舎等管理規則の一部を改正する規則

北海道地方競馬きゅう舎等管理規則（昭和49年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「－第19条」を「・第18条」に改める。

第２条第４号中「第３条第５号」を「第３条第６号」に改め、同条第５号中「に使用させるため道が設置したきゅう舎及び」を「が競走馬の飼養及び調教を行うためのきゅう舎並びに」に改め、同条第６号中「道が設置した宿舎」を「の宿舎」に改める。

第３条第２項を削る。

第５条第２項中「使用期間」を「使用の許可に係る期間」に改める。

第７条第１項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第２号中「出走申込み」を「出走の申込み」に改め、同項第３号中「権原」を「権限」に改め、同条第２項中「入きゅうし」を「入きゅうさせ」に改める。

第９条第１号中「同施行令」を「同令」に改め、同条第４号中「使用許可期間の最初の日」を「使用の許可に係る期間の最初の日から起算して10日以内」に、「又は」を「（第５条第２項の規定による承認があったときを除く。）又は」に改め、同条第５号中「集団的」を「集団的に、」に改める。

第10条中「使用許可期間」を「使用の許可に係る期間」に改める。

第12条中「はらい」を「払い」に改める。

第13条第３項中「工作物」を「これに工作物」に改める。

第14条第２項中「前項」を「きゅう舎等」に改める。

第16条中「他に」を削る。

第18条を削る。

第19条中「の警戒」を「における警戒」に改め、同条第１号中「又は使用者及び」を「若しくは使用者若しくは」に改め、同条を第18条とする。

別記第１号様式中「平成　　年　　月　　日　」を「　　年　　月　　日」に、「競馬場」を「　競馬場」に改め、同様式中２の事項を３の事項とし、１の事項の次に次の１事項を加える。

２　使用希望期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

別記第２号様式及び別記第４号様式中「平成　　年　　月　　日　」を「　　年　　月　　日」に、「平成　　年　　月　　日」を「　　年　　月　　日」に改める。

別記第５号様式を削る。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道地方競馬きゅう舎等管理規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道地方競馬きゅう舎等管理規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道農業改良資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年６月５日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第62号

北海道農業改良資金等貸付規則の一部を改正する規則

北海道農業改良資金等貸付規則（平成14年北海道規則第96号）の一部を次のように改正する。

第１条中「農業者等（次条に規定するものをいう。以下同じ。」を「農業者又はその組織する団体（以下「農業者等」という。」に改め、「農業改良資金を、」の次に「農業者等及び中小企業者（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第２条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）への」を加える。

第２条第４号中「農業者の組織する団体」を「特定農業者団体」に改め、同条に次の２号を加える。

⑹　農商工等連携促進法第４条第１項に規定する農商工等連携事業計画（以下「農商工等連携事業計画」という。）の認定を受けた農業者等

⑺　農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第４条第１項に規定する生産製造連携事業計画の認定を受けた農業者等（同計画に従って同法第２条第３項第２号イに掲げる措置を実施する場合に限る。）

第２条に次の１項を加える。

２　農業改良資金の貸付対象となる中小企業者は、農商工等連携促進法第11条第１項に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）（農商工等連携促進法第４条第２項第２号イに掲げる措置（以下「支援措置」という。）を行うものに限る。）とする。

第３条第１項中「ものが」を「農業者等が」に改め、「次に掲げる資金」の次に「及び第５条の認定を受けた認定中小企業者が当該認定に係る支援措置を実施するのに必要な資金」を加え、同項ただし書中「前条第１号」を「前条第１項第１号」に、「同条第４号」を「同項第４号」に、「同条第１号」を「同項第１号」に改め、「（農作業を受託する場合に必要な資金を除く。）」を削り、同項第11号中「及び農作業を受託する場合に必要な資金（基幹的農作業を受託する旨の契約を締結し、その受託期間の受託料相当額を貸し付けるものに限る。）」を削り、同条第２項中「一農業者等」を「一の農業者等又は一の認定中小企業者」に、「省令第１条の定めるところによる」を「個人にあっては1,800万円、個人以外のものにあっては5,000万円とする」に改め、同項ただし書中「前条第１号に掲げる者」を「前条第１項第１号、第６号及び第７号並びに第２項に掲げるもの」に、「省令第１条」を「この項本文」に改め、同条第３項ただし書中「前条第５号に掲げる者」を「前条第１項第５号及び第７号に掲げるもの」に改める。

第４条中「ものは」を「農業者等は」に改め、同条ただし書中「申請しようとするもの」を「当該農業者等」に、「農業者の組織する団体」を「特定農業者団体」に改め、同条に次の１項を加える。

２　貸付資格の認定を受けようとする認定中小企業者は、前項の申請書に農商工等連携促進法第５条第３項に規定する認定農商工等連携事業計画の写しを添えて、貸付けを受けようとする日の60日前までに、当該認定中小企業者が農業改良資金の貸付けを希望する融資機関を経由して知事に提出するものとする。

第５条中「認定申請書及び計画書」を「認定申請書等」に改める。

第６条第１項中「又は」の次に「２人以上の」を加え、同条第４項中「農業者の組織する団体」を「特定農業者団体」に改め、「受益する者」の次に「及びその構成員以外の者のそれぞれが当該特定農業者団体」を加える。

第８条中「ものが」を「農業者等が」に改める。

別記第１号様式中「第４条の」を「（以下「規則」という。）第４条の」に、

「

申　請　者	１　北海道農業改良資金等貸付規則第２条第１項に規定する農業者　□ ２　上記以外の農業者　□

」

を

「

申　請　者	１　農業経営改善計画等の認定を受けた農業者（規則第２条第１項第１号）　□ ２　持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第５条第１項の認定農業者（規則第２条第１項第５号）　□ ３　農商工等連携事業計画の認定を受けた農業者等（規則第２条第１項第６号）　□ ４　生産製造連携事業計画の認定を受けた農業者等（規則第２条第１項第７号）　□ ５　上記以外の農業者等　□ ６　認定中小企業者（規則第２条第２項）　□

」

に改め、同様式末尾欄外注の事項を次のように改める。

注　農業者等は農業改良措置に関する計画書（別記第２号様式）を、認定中小企業者は農業改良資金貸付資格認定申請書別添（認定中小企業者用）及び農商工等連携事業計画の写しを添付すること。

別記第１号様式に次の別添を加える。

（別添）

農業改良資金貸付資格認定申請書別添（認定中小企業者用）

１　認定中小企業者の資金計画等

⑴　資金計画

総事業費	資金調達区分		
	農業改良資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

注　借受けが共同の場合には、借受者別明細表を添付すること。

⑵　償還計画

償還期間	年	据置期間	年	借入希望年月	年　月
元金償還方法	元金均等	元金償還期日	月末日	最終償還期日	年　月末日
第１回目の償還額	千円	第２回目以降の償還額	千円		

2　認定中小企業者による農業改良措置の支援内容

⑴　認定中小企業者による農業改良措置の支援概要

ア　認定中小企業者が農業改良資金の借入を希望する理由

イ　認定中小企業者が連携により開発する新商品に係る経営上の課題

項　目	課題の内容
□技術レベル □加工・販売能力 □品質　□単価 □コスト　□販売 □その他	

注　課題が存在するすべての項目について、項目の選択肢（□）に☑を記し、その課題の内容を具体的に記載すること。

⑵　計画期間

年　月　日～　年　月　日

⑶　安定的な取引関係の確立のために認定中小企業者が行う支援措置の内容

ア　連携先の農業者等との取引関係の現状

⑺　支援を行う連携先の農業者等の氏名及び居住地

氏　名	住　所

⑴　支援を行う連携先の農業者等との取引状況（直近３年）

年度（取引した農業者等氏名）	取引の有無	有の場合		
		農畜産物等の種類（米、大豆等）	調達量（トン）	調達割合（％）
（　　）	有・無			全量・過半・過半以下
（　　）	有・無			全量・過半・過半以下
（　　）	有・無			全量・過半・過半以下
（　　）	有・無			全量・過半・過半以下

注１　貸付申請の直近３年について、年度別・農畜産物等の種類別に記入すること。

2　「農畜産物等」とは、連携先の農業者等の生産する農畜産物又は連携先の農業者等が生産する加工品をいう。

3　「調達割合」とは、同種の農畜産物等の全体の調達量に占める、連携先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合をいう。

イ　農業改良資金の借入れにより設置する施設

⑺　連携先の農業者等の農業経営に必要な施設の設置

設置年度	施設等の規模・能力等	事業費	設置効果（作業の効率化等）
	㎡（台）	千円	
施設等の設置場所			
□認定中小企業者の倉庫等に設置・保管　□農業者等のほ場に設置 □農業者等の倉庫等に設置・保管 □その他（　　）			

注１　施設の設置は連携先の農業者等のために行うものとすること。
　２　導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。
　３　導入施設に関する見積書、設置場所の見取図等を添付すること。
　４　施設等の設置場所については、該当する選択肢に☑を記すこと。
　　なお、その他の場合には具体的に記入すること。

(イ)　農業改良措置を支援するための加工施設の改良、造成又は取得

設置年度	加工施設等の規模・能力等	事業費	農畜産物等の加工内容
	㎡（台）	千円	

注１　施設の設置は連携先の農業者等のために行うものとすること。
　２　導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。
　３　導入施設に関する見積書、設置場所の見取図等を添付すること。

(ウ)　農業改良措置を支援するための販売施設の改良、造成又は取得

設置年度	販売施設等の規模・能力等	事業費	農畜産物等の販売内容
	㎡（台）	千円	

注１　施設の設置は連携先の農業者等のために行うものとすること。
　２　導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。
　３　導入施設に関する見積書、設置場所の見取図等を添付すること。

ウ　連携先の農業者等から調達する農畜産物等の調達計画

年　　度	農畜産物等の種類	農業者等の氏名（新規・拡充）	新規又は拡充量(トン)	調達割合（%）	備　考
初年度（　　年度）		（新規・拡充）			
２年目（　　年度）		（新規・拡充）			
３年目（　　年度）		（新規・拡充）			
４年目（　　年度）		（新規・拡充）			
５年目（　　年度）		（新規・拡充）			
		（新規・拡充）			
最終年度（　　年度）		（新規・拡充）			

注１　連携先の農業者等との関係については、新規又は拡充に○を付けること。
　２　農商工等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に、又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、中小企業者は、その新規に、又は拡大して生産された農畜産物等を全て引き受けること。
　３　連携先の農業者等とは、安定的な取引関係として、最低５年以上の契約を継続すること。
　４　連携先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、連携先の農業者等から調達する農畜産物等と同種の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、この農畜産物等全体の調達量に占める、連携先の農業者等からの当該農畜産物等の調達割合は少なくともおおむね50パーセントを超えること。
　５　添付書類で当該調達計画記載事項が把握可能である場合には、その旨を記載すれば足りる。

別記第８号様式（別紙を除く。）を次のように改める。

別記第８号様式（第11条関係）

農　業　改　良　措　置　実　施　報　告　書

年　　月　　日

北海道知事　様

住所（法人等の場合は、主たる事務所の所在地又は代表者の住所）

氏名（法人等の場合は、名称及び代表者氏名）　㊞

さきに借り受けた農業改良資金（　　年度貸付決定番号　　第　　号）に係る農業改良措置を、次のとおり実施したので報告します。

記

１　農業改良措置の実績

貸付対象施設等				総事業費	資金調達区分		
内容	数量	単価	金額		農業改良資金	自己資金	その他
		円	円	円	円	円	円

注１　内容欄には、貸付対象施設・機械名、型式、規格、資材名等を詳細に記入すること。
　２　借受けが共同の場合には、借受者別明細表を添付すること。
　３　設置・購入した貸付対象施設等に関する領収書（認定中小企業者にあっては、別記第１号様式（別添）の２の⑶のイに記載した対象施設ごとに整理した領収書）を添付すること。
　４　研修の場合は、別紙の研修証明書を添付すること。

２　農業改良措置の実施状況

事業着工 年月日	年　月　日	事業完了 年月日	年　月　日

別記第11号様式中「農業者等」の次に「又は認定中小企業者」を加える。

別記第15号様式を次のように改める。

別記第15号様式（第19条関係）

農業改良資金道貸付金業務実施報告書

年　月　日

北海道知事　様

所在地
融資機関名
代表者氏名　印

年　月　日付けで貸付けを受けた農業改良資金道貸付金により、農業改良資金の貸付けの業務を実施したので、北海道農業改良資金等貸付規則第19条の規定により、次のとおり書類を添えて報告します。

記

１　農業改良資金道貸付金借受実績

貸付決定番号		貸付決定日	年　月　日
貸付金額	円	貸付実行日	年　月　日

２　農業者等又は認定中小企業者に対する貸付実績

貸付けの相手方	住所（法人等の場合は、主たる事務所の所在地又は代表者の住所）						
	氏名（法人等の場合は、名称及び代表者氏名）						
貸付金額	円	貸付実行日	年　月　日				

３　農業者等又は認定中小企業者の事業実績

貸付対象施設等				総事業費	資金調達区分		
内容	数量	単価	金額		農業改良資金	自己資金	その他
		円	円	円	円	円	円

注１　内容欄には、貸付対象施設・機械名、型式、規格、資材名等を詳細に記入すること。
　２　借受けが共同の場合には、借受者別明細表を添付すること。
　３　設置・購入した貸付対象施設等に関する領収書（認定中小企業者にあっては、別記第１号様式（別添）の２の⑶のイに記載した対象施設ごとに整理した領収書）を添付すること。

４　農業者等又は認定中小企業者の事業実施状況

事業着工 年月日	年　月　日	事業完了 年月日	年　月　日

５　添付書類
　農業者等又は認定中小企業者と交わした金銭消費貸借契約書（借用証書等）の写し

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。
２　この規則による改正前の北海道農業改良資金等貸付規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき貸付けされた農業改良資金については、なお従前の例による。
３　この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道農業改良資金等貸付規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告　示

北海道告示第413号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第８条第１項の規定により、美唄市農業協同組合から申請のあった農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成21年６月５日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　農地保有合理化法人の名称　美唄市農業協同組合
２　変　更　の　内　容　貸付の相手方の年齢要件の廃止に伴う変更等
３　承　認　年　月　日　平成21年５月20日

北海道告示第414号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年６月５日

北海道知事　高　橋　はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成21．5.26	江別土地改良区
同	東和土地改良区
同　21．5.28	訓子府土地改良区

北海道告示第415号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定により公告する。

平成21年６月５日

北海道知事　高　橋　はるみ

地区名	事業の種類		完了年月日
美里別西上	畑地帯総合整備［担い手育成型］	（農業用用排水施設）	平成20.11.20
同	同	（農業用道路）	同　20.10.30
同	同	（暗きょ排水）	同　14.11．8
中足寄	同	（農業用用排水、農道）	同　21．1.13
同	同	（暗きょ）	同　17.12．9
上佐幌	畑地帯総合整備［担い手支援型］	（農業用用排水）	同　20．8.22
同	同	（暗きょ、土層改良）	同　20.11.25
屈足	同	（農業用用排水施設）	同　17．7.27
同	同	（暗きょ排水、土層改良）	同　20.11.27
上佐幌中央	農免農道整備		同　20．7.15

北海道告示第416号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成21年６月５日

北海道知事　高　橋　はるみ

１(1)　保安林予定森林の所在場所　釧路市音別町音別原野西一線183の１・音別町チャンベツ右岸１の１・音別町音別原野基線184の１（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）、310
(2)　指定の目的　土砂の流出の防備
(3)　指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　主伐は、択伐による。
(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
２(1)　保安林予定森林の所在場所　虻田郡豊浦町字高岡67の１（次の図に示す部分に限る。）、１の７
(2)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(3)　指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　主伐は、択伐による。
(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課並びに釧路市役所及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成21年６月５日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　道路の種類　道道
２　路線名　新旭川停車場線

3　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
旭川市金星町３丁目26番１地先から 旭川市大町２条１丁目６番182地先まで	前	41.15mから 68.02mまで	357.50m	―
	後	39.25mから 43.05mまで	357.50m	―

北海道告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成21年６月５日

北海道知事　高　橋　はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道　中愛別上川線	上川郡上川町字越路59番３地先から 上川郡上川町字越路102番２地先まで	平成21．６．８ 午後１時

支　庁　告　示

北海道後志支庁告示第47号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係わる調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年６月５日

北海道後志支庁長　谷　本　辰　美

1　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量（１月当たりの単価）

治水ＧＩＳシステム端末機器の賃貸借　パーソナルコンピュータ　一式５台

⑵　調達をする物品等の仕様等　入札説明書及び要求仕様書による。

⑶　契約期間　平成21年７月21日から平成23年７月20日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

⑷　納入場所　入札説明書による。

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成21年北海道告示第８号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

⑷　当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑶及び⑷に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の期間　平成21年６月５日（金）から同年６月19日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで

イ　申請の方法　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　郵便番号 047－8639　小樽市奥沢１丁目21番１号　北海道小樽土木現業所企画総務部総務課

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道小樽土木現業所企画総務部総務課

5　入札執行の場所及び日時

⑴　入札場所　小樽市奥沢１丁目21番１号　北海道小樽土木現業所３階会議室（送付による場合は、郵便番号 047－8639　小樽市奥沢１丁目21番１号　北海道小樽土木現業所企画総務部総務課）

⑵　入札日時　平成21年７月１日（水）　午後１時30分（送付による場合は、同年６月30日（火）必着）

⑶　開札場所　⑴に同じ。

⑷　開札日時　⑵に同じ。

6　入札保証金

平成16年北海道告示第448号の１の⑴による。

7　一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

⑴　名称及び数量　パーソナルコンピュータの賃貸借　17台

⑵　予定時期　平成21年７月頃

8　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交付場所　４に同じ。

⑵　交　付　方　法　⑴の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量140グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：otarudoboku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

９　落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の２の⑵のア及び３の⑴による。

10　そ　の　他

平成16年北海道告示第448号の４の⑵、⑷、⑺から⑼まで及び⑾から⑬までによるほか、次による。

⑴　名　称　北海道小樽土木現業所企画総務部総務課

⑵　所在地　郵便番号 047－8639　小樽市奥沢１丁目21番１号
電話番号 0134－25－2142

11　Summary

Ａ．Nature and quantity of the products to be procured :
Personal Computer 5　1 set

Ｂ．Bidding date and time : 1 : 30 P.M., July 1, 2009
(If mailed, bids must arrive no later than June 30, 2009)

Ｃ．Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Otaru District Public Works Management Office, 1-Chome, Okusawa, Otaru, Hokkaido, 047-8639 Japan
Phone : 0134-25-2142

北海道宗谷支庁告示第４号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年６月５日

北海道宗谷支庁長　忠　嶋　　隆

１　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量

ア　除雪トラック　４台

交換契約により除雪トラック３台（10ｔ級３台）と除雪グレーダ１台（4.0級）を契約の相手方に供し、除雪トラック４台（10ｔ級、６×６、Ｓ・Ｇ・２Ｗ付３台、Ｓ・ＡＧ・１Ｗマックレー付１台）を当該契約の相手方から調達する。

イ　ロータリ除雪車　１台

交換契約によりロータリ除雪１台（80ＰＳ級）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車１台（1.3m・700ｔ／ｈ級）を当該契約の相手方から調達する。

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

⑵　調達をする物品等の仕様等　入札説明書による。

⑶　納　入　期　日　ア　平成21年11月30日
イ　平成21年11月25日

⑷　納　入　場　所　ア　北海道稚内土木現業所事業部事業課　２台
北海道稚内土木現業所歌登出張所　１台
北海道稚内土木現業所利尻出張所　１台
イ　北海道稚内土木現業所歌登出張所　１台

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成21年北海道告示第８号に規定する物品の購入の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

⑷　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

３　条件付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑶及び⑷に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　平成21年６月５日から同年６月29日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで

イ　申請の方法　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　郵便番号 097－8585　稚内市末広４丁目２番27号
北海道稚内土木現業所企画総務部総務課

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

４　契約条項を示す場所

北海道稚内土木現業所企画総務部総務課

5　入札執行の場所及び日時

⑴　入　札　場　所　　稚内市末広４丁目２番27号　北海道宗谷合同庁舎３階入札室（郵送による場合は、郵便番号 097－8585　北海道稚内土木現業所企画総務部総務課）

⑵　入　札　日　時　　平成21年７月17日　午後２時（郵送による場合は、同月16日までに必着）

⑶　開　札　場　所　　⑴に同じ。

⑷　開　札　日　時　　⑵に同じ。

6　入　札　保　証　金

平成16年北海道告示第448号の１の⑵及び⑶による。

7　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交　付　場　所　　４に同じ。

⑵　交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量160グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、⑴に申し込むこと。

8　落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の２の⑵のア及び３の⑴による。

9　そ　の　他

平成16年北海道告示第448号の４の⑵、⑹から⑻まで及び⑾から⑬までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

⑴　名　称　　北海道稚内土木現業所企画総務部総務課

⑵　所在地　　郵便番号 097－8585　稚内市末広４丁目２番27号

電話番号 0162－33－3711

10　Summary

Ａ．Nature and quantity of the products to be purchased :

⒜　Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and two-way side-plow : Quantity 3, Attaching one-way snow plow and angling snow scraper blade and one-way side-plow : Quantity 1) Quantity 4

⒝　Rotary Snow Remover (Rotary plow length 1.3 meters, Maximum snow removing capacity : 700 tons per an hour class) Quantity 1

Ｂ．Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., July, 17, 2009

(If mailed, bids must arrive no later than July 16, 2009)

Ｃ．Contact point of notice : General Affars Division, Planning and General Affairs Department, Wakkanai District Public Works Management Office, 27-Gou, 2-Ban, 4-Chome, Suehiro, Wakkanai, Hokkaido, 097-8585 Japan

Phone : 0162-33-3711

北海道十勝支庁告示第69号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年６月５日

北海道十勝支庁長　竹　林　　孝

1　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量

貨物兼乗用自動車　１台

交換契約により貨物兼乗用自動車１台を相手方に供し、貨物兼乗用自動車１台を当該契約の相手方から調達する。

⑵　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書による。

⑶　納　入　期　日　　平成21年８月20日

⑷　納　入　場　所　　北海道十勝支庁長が指定する場所

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成21年北海道告示第８号に規定する物品の購入の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　当該調達物品に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑶に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成21年６月５日から同年７月３日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日の午前９時から午後５時まで

イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　郵便番号 080－8588　帯広市東３条南３丁目
北海道十勝支庁地域振興部総務課

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所
北海道十勝支庁地域振興部総務課

5　入札執行の場所及び日時

⑴　入　札　場　所　帯広市東３条南３丁目　十勝合同庁舎４階Ｃ会議室（送付による場合は、郵便番号 080－8588　帯広市東３条南３丁目　北海道十勝支庁地域振興部総務課）

⑵　入　札　日　時　平成21年７月16日　午前11時（送付による場合は、同月15日までに必着）

⑶　開　札　場　所　⑴に同じ。

⑷　開　札　日　時　⑵に同じ。

6　入　札　保　証　金

⑴　平成16年北海道告示第448号の１の⑵及び⑶による。

7　一連の調達契約に関する事項
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

⑴　名称及び数量　自動車の賃貸借　10台１式

⑵　予　定　時　期　平成22年２月頃

8　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交　付　場　所　４に同じ。

⑵　交　付　方　法　⑴の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量110グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、北海道十勝支庁地域振興部総務課に申し込むこと。
また、十勝支庁入札等の情報のホームページ（http : //www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/kaikei/nyusatu-info.htm）においてダウンロードすることができる。

9　落札者の決定方法及び契約書の要否
平成16年北海道告示第448号の２の⑵のア及び３の⑴による。

10　そ　の　他
平成16年北海道告示第448号の４の⑵、⑹から⑻まで及び⑾から⒀によるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

⑴　名　称　北海道十勝支庁地域振興部総務課

⑵　所在地　郵便番号 080－8588　帯広市東３条南３丁目
電話番号 0155－27－8508

11　Summary

Ａ．Nature and quantity of the products to be procured : Car Quantity 1

Ｂ．Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M., July 16, 2009
(If mailed, bids must arrive no later than July 15, 2009)

Ｃ．Contact point of notice : Administrative Division, Department of Regional Promotion, Tokachi Subprefectural Office, Hokkaido Government, Minami 3, Higasi 3, Obihiro, Hokkaido, 080-8588 Japan
Phone : 0155-27-8508

道　警　察　本　部　告　示

北海道警察本部告示第161号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年６月５日

北海道警察本部長　鎌　田　　聡

1　落札に係る特定役務の名称及び数量
ユーロコプター式ＡＳ365Ｎ２型機体（だいせつ１号）500時間定時点検　一式

2　落札を決定した日
平成21年５月13日

3　落札者の氏名及び住所

⑴　氏　名　株式会社ジャムコ

⑵　住　所　東京都三鷹市大沢６丁目11番25号

4　落札金額
36,225,000円

5　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6　一般競争入札の公告
平成21年３月31日付け北海道警察本部告示第94号

7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

⑴　名　称　北海道警察本部総務部施設課

⑵　所在地　札幌市中央区北２条西７丁目

道警察旭川方面本部告示

北海道警察旭川方面本部告示第66号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成21年６月５日

北海道警察旭川方面本部長　木　葉　　孝

1　随意契約に係る物品等の名称及び数量

６型カードベース　300枚×３入	127箱
６型高速型用リボン　2,000枚×１入×７種	58箱
６型プリンタヘッド	10個
吸気フィルター　大	６個
吸気フィルター　小	６個
搬送ローラー	６個
ヒートローラー　上	６個
ヒートローラー　下	６個
ＤＵブッシュ付ブラケットハウジング　２個組	６組
ロールロアピンチローラー	６個
ＥＸＩＴローラー　２本組	６組
ハロゲンランプ	６個
温度センサー	６個
複写用真空パッド　３個組	２組

2　随意契約の相手方を決定した日

平成21年３月26日

3　随意契約の相手方の氏名及び住所

⑴　氏　名　　株式会社ＤＮＰアイディーシステム

⑵　住　所　　東京都新宿区新宿４丁目３番17号

4　随意契約に係る契約金額

６型カードベース　300枚×３入	１箱当たり486,000円
６型高速型用リボン　2,000枚×１入×７種	１箱当たり140,000円
６型プリンタヘッド	１個当たり130,000円
吸気フィルター　大	１個当たり　9,000円
吸気フィルター　小	１個当たり　5,500円
搬送ローラー	１個当たり　1,400円
ヒートローラー　上	１個当たり 23,000円
ヒートローラー　下	１個当たり 18,000円
ＤＵブッシュ付ブラケットハウジング　２個組	１組当たり 14,400円
ロールロアピンチローラー	１個当たり 21,500円
ＥＸＩＴローラー　２本組	１組当たり 22,800円
ハロゲンランプ	１個当たり 10,500円
温度センサー	１個当たり　5,000円
複写用真空パッド　３個組	１組当たり　5,100円

5　契約の相手方を決定した手続

随意契約

6　随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第10条第１項第２号の規定による。

7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

⑴　名　称　　北海道警察旭川方面本部会計課

⑵　所在地　　旭川市１条通25丁目487－６

毎週火・金曜日発行　（購読料金（送料とも）は月額3,190円）
発　行　北　海　道
編　集　総務部人事局法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社